

広島県教育委員会規則第九号

広島県教育委員会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年五月九日

広島県教育委員会

教育長 平 川 理 恵

広島県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

広島県教育委員会会議規則（昭和二十三年広島県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条 委員は、会議の当日定刻前に会議に参着しなければならない。ただし、委員が次条第一項に規定する方法によつて出席する場合は、会議の当日定刻前に教育長が指定した場所に参着しなければならない。</p> <p>委員は、会議に出席できないときは、会議開会までに、その旨を届け出なければならない。</p> <p>第三条 教育長及び委員は、災害その他の事由により会議に参着することが困難である場合は、映像及び音声を共有して相手の状態を相互に認識しながら適切に意思表示を行うことができるオンライン会議システム又はテレビ会議システム（以下「オンライン会議システム等」という。）によつて、会議に出席することができるものとする。</p> <p>委員は、前項の規定によりオンライン会議システム等による出席を希望する場合は、あらかじめ、その事由を付し、教育長に届け出なければならない。</p> <p>オンライン会議システム等を活用した会議に委員が出席した場合、会議の途中で通信が途絶えたときは、通信が途絶えた時から通信が復旧する時までの議事について、当該委員は退席したものとみなす。</p> <p>委員は、法第十四条第七項ただし書の規定により公開しないこととした事件の審議については、オンライン会議システム等による出席をすることができない。ただし、通信内容の秘匿措置等が講じられていると教育長が認めめた場合は、出席することができるものとする。</p>	<p>第一条 委員は招集に応じ参着したときは、その旨を、教育長に届出なければならない。</p> <p>第二条 委員は事故のため招集に応ずることができないときは、その事由を付し、教育長に、その旨を届出なければならない。</p> <p>第四条 委員は、事故のため欠席し、又は中途退席するときは、その事由を付し、教育長に届出なければならない。</p>

第四条 第二十二條 (略)

第五條 委員は事故のため二週間以上現住所を離れるときは、その事由を付し、出発及び帰着の時を、教育長に届出なければならない。

第六條 第二十四條 (略)

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。